



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*34 和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則 (農林水産総務課) 1

○ 告示

- 761 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 3
- 762 " (") 3
- 763 " (") 4
- 764 " (") 4
- 765 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 5
- 766 " (") 5
- 767 救急病院の認定 (医務課) 5
- 768 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 6
- 769 海岸保全区域の指定 (港湾空港課) 7
- 770 平成3年和歌山県告示第833号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (") 7

○ 公安委員会告示

31 遊泳区域の指定 10

○ 収用委員会告示

4 土地収用法による裁決手続開始の決定 12

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

和歌山県農業共済組合等検査規則(昭和28年和歌山県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該組合等」を「検査をしようとする組合等」に改める。

第4条中「呈示」を「提示」に改める。

第6条中「当っては」を「当たっては」に、「当該組合等」を「組合等」に改める。

第7条中「次の」を「、次の」に改め、同条第2号中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3号中「甚しく」を「甚だしく」に改める。

第8条第1項中「検査」を「、検査」に、「当該組合等」を「組合等」に改め、同条第2項中「当該組合等」を「組合等」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第4条関係)

表 面

和歌山県 第 号
農業共済組合等検査員証
和歌山県 (職名)
氏 名
年 月 日生
農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査員であることを証明する。
年 月 日
和歌山県知事 氏名 印

裏 面

注 意
1 本証は、農業共済組合等の検査に際し、必ず携帯すること。
2 本証は、検査を受ける農業共済組合等から請求があったときは提示すること。
3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
4 検査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返納すること。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第1項の規定により交付されている証票は、平成25年3月31日までの間は、改正後の第4条第1項の規定により交付された証票とみなす。

告 示

和歌山県告示第761号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月8日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月8日

2 名称

特定非営利活動法人生石山の草原保存会

3 代表者の氏名

若林豊

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海草郡紀美野町下佐々468番地

5 定款に記載された目的

この法人は、自然へのふれあいや心の癒しを求めて生石高原県立自然公園を訪れる人々及び生石山をふるさとの山、わが町のシンボルとして慣れ親しんできた地元住民の方々に対して、優れた自然の風景や雄大なスケールのススキ植生の保存並びに地域特有の希少動植物の保護育成を図ることによって、来訪者や地元住民の皆さんの保健、休養の保持に資するとともに、自然の大切さや尊さなどを教化することを目的とする。

和歌山県告示第762号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月12日

2 名称

特定非営利活動法人歩の会

3 代表者の氏名

山中善晴

4 主たる事務所の所在地

田辺市下万呂589番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が、地域で自立した生活を営んでいくために、必要な自立生活に関する事業や、障害者の権利擁護に関する事業等を行う。又、日系人や、外国人に対して、人権と社会的地位の総合的支援活動を行い、障害者や日系人、外国人などのすべての人たちが地域社会と主体的に関わることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第763号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月13日

2 名称

特定非営利活動法人和歌浦湾海業

3 代表者の氏名

谷吉哉

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市雑賀崎1372番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌浦湾沿岸地域と海域に環境の保全を基本とした集客力を持った領域とするため、和歌浦湾沿岸のまちづくりの推進、ならびに経済活動等によって活性化を図る。そのためには、国立公園を含む歴史、文化的遺産を縁で結ぶ循環歩道の整備、観光旅館等と海、釣、魚食への対応強化、水産漁業の改革、漁場の整備に平行した海浜海洋レジャー等の推進が観光とレジャーと漁業を一体化させ、環境に融和した活動を行う。また、和歌山を離れた方々の支援を求め、和歌浦湾及びその周辺の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第764号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月13日

2 名称

特定非営利活動法人よつ葉福社会

3 代表者の氏名

井端智子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市高野口町大野941番地の5

5 定款に記載された目的

この法人は、地域生活サポートセンターとして地域住民に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第765号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
わかば薬局	御坊市湯川町財部722番地5	医療機関の名称	有限会社わかば薬局	わかば薬局	平成24.5.15
はまゆう調剤薬局	新宮市熊野地2-18-27	医療機関の所在地	新宮市熊野地2-18	新宮市熊野地2-18-27	平成24.5.31
プライム薬局田辺店	田辺市新万23-14-2	医療機関の名称	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	プライム薬局田辺店	平成24.6.5
プライム薬局三栖店	田辺市下三栖1257-1	医療機関の名称	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	プライム薬局三栖店	平成24.6.5
プライム薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	医療機関の名称	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	プライム薬局上富田店	平成24.6.5

和歌山県告示第766号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
はまゆう調剤薬局	新宮市熊野地2-18-27	医療機関の住所	新宮市熊野地2-18	新宮市熊野地2-18-27	平成24.5.31
プライム薬局田辺店	田辺市新万23-14-2	医療機関の名称	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	プライム薬局田辺店	平成24.6.5
プライム薬局三栖店	田辺市下三栖1257-7	医療機関の名称	紀南ヘルシーデポ薬局三栖店	プライム薬局三栖店	平成24.6.5
プライム薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	医療機関の名称	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	プライム薬局上富田店	平成24.6.5

和歌山県告示第767号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 白浜はまゆう病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町1447番地
- 3 有効期限 平成27年6月29日

和歌山県告示第768号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン貴志川
和歌山県紀の川市貴志川町大字神戸野手218番地 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオンタウン貴志川ショッピングセンター
(変更後) イオンタウン貴志川
 - (2) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 和歌山県紀の川市貴志川町大字神戸野手218
(変更後) 和歌山県紀の川市貴志川町大字神戸野手218番地 外
- 4 変更年月日
平成23年11月21日
- 5 変更した理由
 - (1) 大規模小売店舗建物設置者の変更に伴う大規模小売店舗名称の変更
 - (2) 所在地の表記をより実態に即した地名地番にするための変更
- 6 届出年月日
平成24年6月5日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)
紀の川市農林商工部商工観光課(紀の川市粉河412番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年6月26日から平成24年10月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第769号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のように指定する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 沿岸名 和歌山県紀伊水道東沿岸
- 2 海岸名 由良港海岸
- 3 地区海岸名 柏地区海岸
- 4 指定場所 和歌山県日高郡日高町大字柏地先
- 5 基点の表示
基点1 北緯33度56分56秒7667 東経135度05分18秒0497の地点
基点2 北緯33度56分57秒5110 東経135度05分18秒8404の地点
基点3 北緯33度57分09秒8314 東経135度05分18秒3571の地点
基点4 北緯33度57分09秒0870 東経135度05分14秒5662の地点
- 6 指定区域
基点1から基点4までの各基点を順次結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第770号

平成3年和歌山県告示第833号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 指定区域

基点1から基点77までの各基点を順次結んだ線並びに基点77、補助点34、33、32、31、30、29、28、27、26、25、24、23、22、21、20、19、18、17、16、15、14、13、12、11、10、9、8、7、37、36、35、6、5、4、3、2、1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域

(6) 基点及び補助点の表示（角度は磁角とする。）

基点

- 1 和歌山県日高郡由良町大字神谷
北緯 33度57分11秒
東経 135度04分55秒
- 2 基点1からS65度00分E線上88.0メートルの地点
- 3 " 2からN80度30分E線上78.0メートルの地点
- 4 " 3からN51度50分E線上75.0メートルの地点
- 5 " 4からS55度50分E線上72.0メートルの地点
- 6 " 5からN84度35分E線上47.0メートルの地点
- 7 " 6からS5度25分E線上62.0メートルの地点
- 8 " 7からN84度35分E線上413.0メートルの地点
- 9 " 8からN5度25分W線上103.0メートルの地点
- 10 " 9からN52度20分W線上25.0メートルの地点
- 11 " 10からS84度35分W線上270.0メートルの地点
- 12 " 11からN5度25分W線上139.0メートルの地点
- 13 " 12からN88度10分E線上53.0メートルの地点
- 14 " 13からS82度40分E線上140.0メートルの地点

- 15 " 14からN23度20分E線上69.0メートルの地点
- 16 " 15からN60度45分E線上47.0メートルの地点
- 17 " 16からN85度00分E線上65.0メートルの地点
- 18 " 17からN0度00分N線上4.0メートルの地点
- 19 " 18からN88度01分E線上39.0メートルの地点
- 20 " 19からS74度00分E線上94.0メートルの地点
- 21 " 20からS22度45分E線上22.0メートルの地点
- 22 " 21からS43度20分E線上108.0メートルの地点
- 23 " 22からS54度35分E線上41.0メートルの地点
- 24 " 23からN87度30分E線上82.0メートルの地点
- 25 " 24からN70度00分E線上42.0メートルの地点
- 26 " 25からS87度30分E線上100.0メートルの地点
- 27 " 26からN79度30分E線上102.0メートルの地点
- 28 " 27からS81度00分E線上126.0メートルの地点
- 29 " 28からN80度00分E線上58.0メートルの地点
- 30 " 29からN44度00分E線上80.0メートルの地点
- 31 " 30からN55度30分E線上164.0メートルの地点
- 32 " 31からN64度00分E線上118.0メートルの地点
- 33 " 32からN46度31分E線上185.0メートルの地点
- 34 " 33からN56度12分W線上95.0メートルの地点
- 35 " 34からN6度38分W線上44.0メートルの地点
- 36 " 35からN2度10分E線上265.0メートルの地点
- 37 " 36からN12度25分E線上227.0メートルの地点
- 38 " 37からN65度30分E線上287.0メートルの地点
- 39 " 38からS22度15分W線上67.0メートルの地点
- 40 " 39からS9度40分E線上110.0メートルの地点
- 41 " 40からS14度55分W線上52.0メートルの地点
- 42 " 41からS46度35分W線上73.0メートルの地点
- 43 " 42からS14度20分W線上66.0メートルの地点
- 44 " 43からS19度55分E線上77.0メートルの地点
- 45 " 44からN78度55分E線上191.0メートルの地点
- 46 " 45からS82度58分E線上300.0メートルの地点
- 47 " 46からN62度50分E線上208.0メートルの地点
- 48 " 47からS82度45分E線上268.0メートルの地点
- 49 " 48からS40度50分E線上124.0メートルの地点
- 50 " 49からS25度35分E線上115.0メートルの地点
- 51 " 50からS28度25分W線上100.0メートルの地点
- 52 " 51からS55度30分W線上75.0メートルの地点
- 53 " 52からS87度02分W線上92.0メートルの地点
- 54 " 53からS13度55分E線上110.0メートルの地点
- 55 " 54からN63度50分E線上25.0メートルの地点
- 56 " 55からN81度30分E線上81.0メートルの地点
- 57 " 56からS89度10分E線上157.0メートルの地点
- 58 " 57からS26度10分E線上29.0メートルの地点

- 59 " 58からN73度00分E線上239.0メートルの地点
- 60 " 59からS27度10分E線上40.0メートルの地点
- 61 " 60からS47度20分E線上80.0メートルの地点
- 62 " 61からS79度40分W線上34.0メートルの地点
- 63 " 62からN33度50分W線上94.0メートルの地点
- 64 " 63からS73度40分W線上35.0メートルの地点
- 65 " 64からS16度10分E線上12.0メートルの地点
- 66 " 65からS73度40分W線上20.0メートルの地点
- 67 " 66からS24度10分E線上37.0メートルの地点
- 68 " 67からS24度10分E線上17.0メートルの地点
- 69 " 68からS73度00分W線上7.0メートルの地点
- 70 " 69からN24度10分W線上17.0メートルの地点
- 71 " 70からS73度00分W線上134.0メートルの地点
- 72 " 71からS24度10分E線上5.0メートルの地点
- 73 " 72からS73度00分W線上2.5メートルの地点
- 74 " 73からN24度10分E線上5.0メートルの地点
- 75 " 74からS73度00分W線上44.5メートルの地点
- 76 " 75からS73度00分W線上130.0メートルの地点
- 77 " 76からS26度20分E線上57.0メートルの地点

補助点

- 1 基点1からS39度24分W線上100.0メートルの地点
- 2 " 1からS10度20分W線上175.0メートルの地点
- 3 " 3からS23度35分E線上53.0メートルの地点
- 4 " 4からS4度00分E線上63.0メートルの地点
- 5 " 6からS34度20分W線上78.0メートルの地点
- 6 " 7からS39度00分W線上71.0メートルの地点
- 7 " 8からS51度40分E線上74.0メートルの地点
- 8 " 9からN71度10分E線上58.0メートルの地点
- 9 " 21からS32度55分W線上140.0メートルの地点
- 10 " 23からS46度50分W線上157.0メートルの地点
- 11 " 24からS3度00分E線上93.0メートルの地点
- 12 " 26からS3度00分E線上94.0メートルの地点
- 13 " 28からS22度30分E線上125.0メートルの地点
- 14 " 32からS43度00分E線上140.0メートルの地点
- 15 " 33からS87度35分E線上77.0メートルの地点
- 16 " 35からN70度40分E線上55.0メートルの地点
- 17 " 36からS83度10分E線上50.0メートルの地点
- 18 " 37からS51度15分E線上56.0メートルの地点
- 19 " 38からS42度20分W線上128.0メートルの地点
- 20 " 43からS82度40分W線上40.0メートルの地点
- 21 " 44からS28度15分W線上48.0メートルの地点
- 22 " 45からS5度05分E線上38.0メートルの地点
- 23 " 46からS57度25分E線上98.0メートルの地点
- 24 " 47からS6度01分E線上100.0メートルの地点

- 25 // 48からS29度40分W線上105.0メートルの地点
 26 // 50からS75度30分W線上100.0メートルの地点
 27 // 53からN47度25分W線上90.0メートルの地点
 28 // 54からS76度00分W線上50.0メートルの地点
 29 // 54からS23度30分W線上145.0メートルの地点
 30 // 54からS13度55分E線上130.0メートルの地点
 31 // 54からS48度40分E線上75.0メートルの地点
 32 // 75からN58度40分W線上75.0メートルの地点
 33 // 76からN65度40分W線上80.0メートルの地点
 34 // 77からS72度00分W線上50.0メートルの地点
 35 // 8からS35度00分W線上70.0メートルの地点
 36 // 8からS5度30分W線上269.0メートルの地点
 37 // 8からS16度00分E線上269.0メートルの地点

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成24年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埜 嗣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成24年6月29日から同年8月31日まで
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成24年6月30日から同年8月31日まで
浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成24年7月1日から同年8月31日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原（字山谷）地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示さ	同 上

		れた区域内	
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成24年7月7日から同年8月26日まで
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成24年7月7日から同年8月20日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成24年7月14日から同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町(崎ノ北)地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町(江津良)地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成24年6月14日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成24年6月26日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九瀬字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在 地 番	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現 況	登記簿	実 測							
和歌山県田辺市中万呂字大谷	262番3	雑種地	山林	738	738.35	123.77	35.80	解散法人光紀産業株式会社 代表清算人 城谷利忠	和歌山県西牟婁郡白浜町椿137番地の2 但し、閉鎖された法人登記簿上の住所は和歌山県田辺市湊1062番地	—	—	—